

## 遺伝子組換え表示制度に関する検討会 報告書案（たたき台）

### 1. はじめに

遺伝子組換え食品の義務表示制度は、平成13年4月から施行されたが、その導入から約17年が経過しており、この間、遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術の向上、遺伝子組換え農産物の作付面積増加に伴う流通実態の変化、遺伝子組換え食品に対する消費者の認識の変化などが生じている可能性がある。

遺伝子組換え表示制度の在り方については、食品表示の一元化に向けた法体系の在り方等を検討するために開催された食品表示一元化検討会の報告書「食品表示一元化検討会報告書」（平成24年8月9日公表）において、食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別に検討すべき事項として位置付けられた。

また、消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）においては、個別課題として実態を踏まえた検討を行う事項と整理された。

そのため、消費者庁において平成29年4月に消費者、事業者及び学識経験者等から構成される「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会の確保を実現するため、消費者が求める情報、遺伝子組換え農産物の流通状況及び事業者の実行可能性等を考慮しつつ、遺伝子組換え表示制度の在り方の検討を行った。

### 2. 遺伝子組換え表示制度の基本的考え方

(1) 消費者は表示による情報を通じて食品を選択しており、消費者利益の観点からは、できる限り消費者にとって分かりやすく誤認を生じさせない情報を提供していくことが求められる。

また、義務表示制度の運用や見直しに当たっては、食品関連事業者等の実行可能性や表示に伴う社会的コストについても十分考慮し、食品の生産・製造・流通の現場で混乱を生じさせることなく表示制度が円滑に運用されることが必要である。

(2) 日本国内で食品として流通されている遺伝子組換え農産物は、厚生労働省の安全性審査を受けており、審査を受けていない遺伝子組換え農産物や、こ

れを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定により禁止されている。

このように遺伝子組換え食品の表示の目的は、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保であり、このことを前提として表示制度を構築することが必要である。

- (3) 消費者の遺伝子組換え食品に対する理解を深めるためには、技術的・実務的観点から、表示の信頼性及び監視可能性を確保し得ることが必要である。

### 3. 取りまとめの方向性

検討会では、様々な消費者又は事業者の関係団体、事業者などからヒアリングを行ったほか、消費者庁が平成 28 年度に行った各種調査（消費者意向調査、遺伝子組換え農産物の生産・流通に関する実態調査、遺伝子組換え食品の DNA 等に関する分析の実情調査）の結果も踏まえて、様々な論点について意見交換を行った。

これまでの検討会での議論を踏まえれば、今後の取りまとめに当たっては、以下の方向で整理することが望ましいと考えられる。

#### (1) 表示義務対象範囲

##### ① 表示義務対象品目

###### ア 現行制度の概要

現行制度における表示義務対象品目は、遺伝子組換え農産物としての安全性が確認された農産物（8 品目）及びこれを原材料とする加工食品（33 品目<sup>1)</sup>）である。

###### イ 整理の方向性

現行制度において表示義務対象外となっている組換え DNA 等が残存しない加工食品を表示義務の対象とすべきか否かについては、消費者への

---

<sup>1</sup>加工食品については、表示の信頼性及び実行可能性確保の観点から、加工工程後も組換え DNA 等が残存する品目に限定している。

情報提供の観点から、表示義務の対象とすべきとの意見がある。しかし、大量の原材料や加工食品が輸入される我が国の状況下で、表示の信頼性及び監視可能性を確保する観点から、組換えDNA等が残存する品目に義務表示の対象を限定する現行制度を維持することが適当と考えられる。

その上で、例えばコーンフレークのように現在は表示義務対象外の品目であっても、再現性のある組換えDNA等の検査法が確立されれば表示義務対象品目に追加することが適当と考えられる。

## ② 表示義務対象原材料の範囲

### ア 現行制度の概要

現行制度における加工食品の表示義務対象原材料は、原材料の重量に占める割合が高い上位3品目までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるものに限定している。

### イ 整理の方向性

表示義務対象原材料の範囲を拡大すべきか否かについては、消費者への情報提供の観点から、その範囲を拡大すべきとの意見があるが、事業者の実行可能性、表示の見やすさ・優先度等を踏まえると、現行制度を維持することが適当と考えられる。

## (2) 表示方法

### ① 「遺伝子組換え不分別」の表示方法

#### ア 現行制度の概要

現行制度において、分別生産流通管理（IPハンドリング）が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品には「遺伝子組換え」である旨を、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物及びこれを原材料とする加工食品には、「遺伝子組換え不分別」など遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物である旨を表示することが義務付けられている。

## イ 整理の方向性

現行の分別生産流通管理は、遺伝子組換え農産物の生産・流通に関する情報を消費者に伝達する取組として有用性があることから、「遺伝子組換え不分別」の区分を廃止し、分別生産流通管理の実施の有無にかかわらず「遺伝子組換え」と表示することについては、慎重に対応する必要があると考えられる。

他方、「遺伝子組換え不分別」表示の意味が分かりにくいという消費者の意見や消費者意向調査において「遺伝子組換え不分別」である旨の表示に関する認知度が3割にとどまっている状況がある。

以上を踏まえれば、消費者庁は、事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、「遺伝子組換え不分別」に代わる実態を反映した分かりやすい表示を検討し、Q&A等に示すよう取り組むことが適切と考えられる。なお、検討会において、「遺伝子組換え不分別」の説明文の付記が、消費者に実態を伝える有効な手段であることが確認できたため、事業者においては、消費者庁の上記取組と並行して、当該手段を用いた自主的な情報提供に努めることが望まれる。

## ② 「遺伝子組換えでない」の表示方法

### ア 現行制度の概要

現行制度において、分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品には、「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」など分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を任意で表示することができる（任意表示）。「遺伝子組換えでない」旨は、分別生産流通管理が適切に行われたとしても、大豆及びとうもろこしは遺伝子組換え農産物の一定の混入の可能性があることから、一定の「意図せざる混入」（混入率5%以下）がある場合でも表示することができる。

一方、「意図せざる混入」率が5%を超える場合は、分別生産流通管理が適切に行われたことにはならないため、「遺伝子組換え不分別」である旨の表示が必要である（義務表示）。

## イ 整理の方向性

「意図せざる混入」の許容率については、できるだけ引き下げてほしいという消費者の要望、許容率引下げに伴う検査に係る作業量やコストの増大などの諸般の事情を総合的に勘案して、方向性を決定することが適当と考えられる。

一方、遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」表示を可能としていることは誤認を招くとの意見を踏まえれば、誤認防止、表示の正確性担保の観点から、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を厳しくすることが適当と考えられる。

なお、「遺伝子組換えでない」表示を認める具体的な条件については、監視可能性も含めた制度全体の運用等も考慮して決定することが適当と考えられる。

### (3) 遺伝子組換え表示制度の普及・啓発

我が国は遺伝子組換え農産物の生産国から多くの大豆やとうもろこしなどを輸入しており、消費者からは商品選択の指標としての遺伝子組換えに関する情報提供が求められている。

我が国で遺伝子組換え食品の義務表示制度が導入されてから約17年が経過しているが、消費者庁が平成28年度に実施した遺伝子組換え食品に関する消費者意向調査によると、表示義務対象品目の認知度、「遺伝子組換え不分別」である旨の表示に関する認知度はいずれも3割にとどまっており、遺伝子組換え表示制度が十分に周知されているとは言いがたい状況である。また、そのことが、遺伝子組換え食品に対する消費者の不安を増幅させている面もあると考えられる。

以上のことから、国は説明会を実施することなどにより、遺伝子組換え農産物の実情や遺伝子組換え表示制度の普及・啓発活動を積極的に行うべきである。